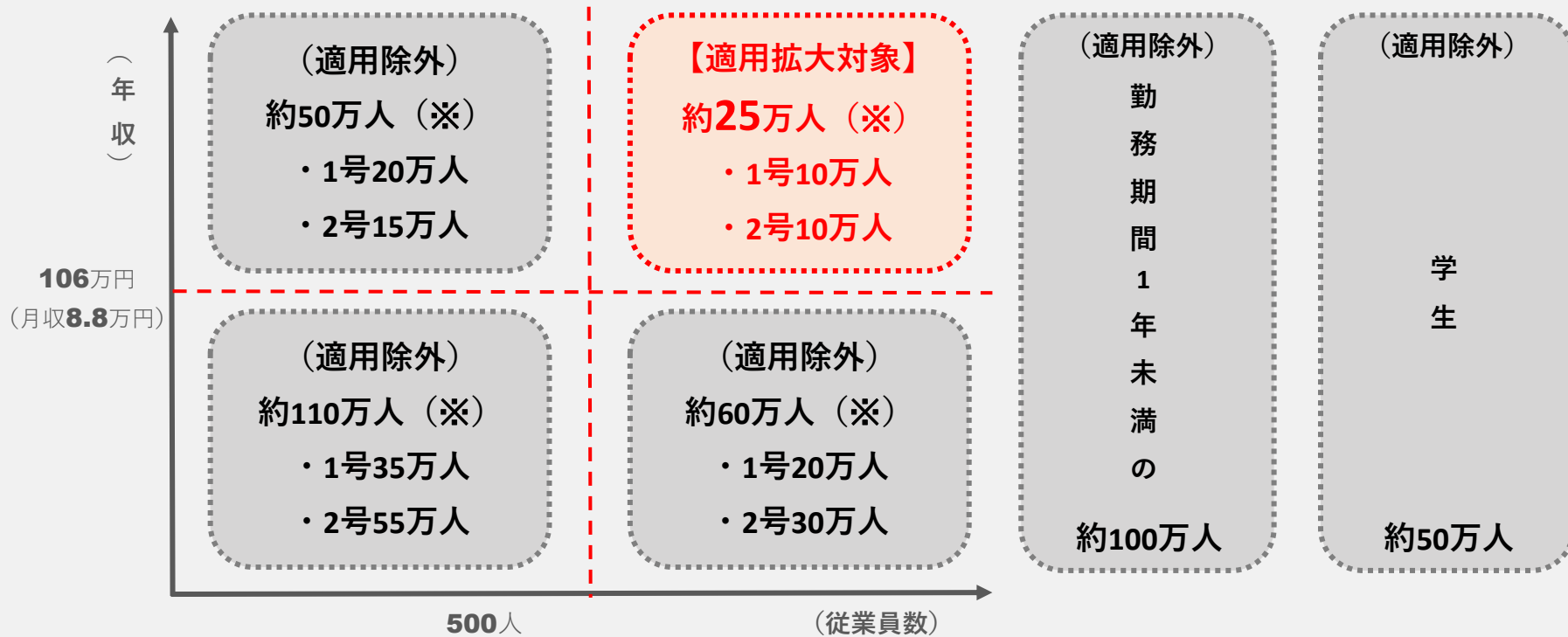


平成28年10月施行の適用拡大の対象

- ① 週20時間以上
- ② 月額賃金8.8万円以上（年収106万円以上）
- ③ 勤務期間1年以上見込み
- ④ 学生は適用除外
- ⑤ 従業員501人以上の企業（適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定）

週20～30時間の短時間労働者（約400万人）



（※）対象者数は、国民年金第1号被保険者及び第3号被保険者のほか、60歳以上の者や20歳未満の者で新たに厚生年金に適用となる者を含む。